

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年8月10日 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- 2 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- 3 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとすること。
- 4 施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第五十六条の二の規定に基づく安心こども基金からの施設整備補助(新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。)の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

(1／3)

- 5 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとすること。
- 6 大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。
- 7 市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。
- 8 新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとすること。
- 9 現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。
- 10 特別支援教育のための人材の確保と育成により幼児期の特別支援教育の充実を図ること。
- 11 安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、新制度施行までの間の実効性を伴った活用しやすい支援措置となるよう改善すること。その際には、現行の幼稚園型や保育所型の認定こども園における認可外部分に対して、安心こども基金が十分に活用されるよう、特に留意すること。
- 12 新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

(2／3)

- 13 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとすること。
- 14 施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとすること。
- 15 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るために、一兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとすること。
- 16 放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。
- 17 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。
- 18 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。
- 19 ワーク・ライフ・バランスの観点から、親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域で過ごす時間を確保できるよう国民の働き方を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取り組むこと。

右決議する。

(3／3)

子ども・子育て支援新制度の財源確保について

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）（抄）
(平成24年6月15日　自由民主党・公明党・民主党　社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合)

二. 社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

- ⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。
 - 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努める。
 - ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

2. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抜粋

附則

（財源の確保）

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

3. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議

（平成24年8月10日参議院　社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るために、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとすること。

4. 少子化危機突破のための緊急対策

（平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定）（抜粋）

5. 制度・財政面での対応

(1) 子ども・子育て支援新制度等の財源確保

- 「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月（予定）における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るための財源として、消費税引き上げによる財源（0.7兆円）を含め1兆円超程度の確保に努める。

5. 社会保障制度改革国民会議報告書
(平成25年8月6日)（抜粋）

3. 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを（1）取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保（略）子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着実な推進が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせない。とりわけ子ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみならず質の改善が不可欠である。そのため今般の消費税引き上げによる財源（0.7兆円）では足りず、附帯決議された0.3兆円超の確保を今後図っていく必要がある。

6. 経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～
(平成26年6月24日)（抜粋）

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(4) 少子化対策

（略）新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。

7. 少子化社会対策大綱（平成27年3月20日）（抜粋）

施策の具体的内容 1. 重点課題

(1) 子育て支援施策を一層充実させる。

① 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

○ 地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」（待機児童の解消や身近な子育て支援サービスの提供）及び「質の向上」（職員の配置や待遇の改善等）を行う。その際、市町村が、住民のニーズを把握し、地域の実情に応じて、計画的に提供体制の整備を図る。そのために必要な1兆円超程度の財源の確保については、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め、適切に対応する。

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目（案）

- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。

所要額	量的拡充	質の向上 ※
	0.4兆円程度	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) △1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) △4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%～5%) ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	●社会的養護の量的拡充	◎児童養護施設等の職員配置基準の改善 ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設の職員給与等の改善 など

量的拡充・質の向上 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度

※ 「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項

平成26年3月28日
子ども・子育て会議において整理された内容

子ども・子育て支援新制度における 「量的拡充」と「質の向上」について

子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上（所要額）（案）

【凡例】

- 「附帯決議」：子ども・子育て関連三法案に対する附帯決議（平成24年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）に記載されているもの
「基準」：第10回子ども・子育て会議等において取りまとめられた基準に係るもの
「平成26年度予算」：平成26年度予算に計上されたもの

1. 量的拡充

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
量的拡充	別紙(P125)参照	4,068億円程度(公費分)	

○：項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

□：項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

2. 質の向上（給付等関係）

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
3歳児を中心とした職員配置の改善	○ 3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)	700億円程度	・附帯決議
	□ 1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)	670億円程度	
	□ 4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)	591億円程度	
研修の充実	□ 保育教諭・保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置 ※まずは年間2日→年間5日	94億円程度 (38億円程度)	・研修の努力義務あり
休日保育の充実	□ 担当保育士の常勤化、利用者負担の二重徴収の解消 ※担当保育士の人事費の見直し	32億円程度 (28億円程度)	・休日保育の給付化に伴う措置

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
職員の定着・確保の仕組み(職員 給与の改善、キャリアアップの推進)	<input checked="" type="checkbox"/> 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善 (+5%) ※職員給与の改善 まずは+3% → +5%	952億円程度 (571億円程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・附帯決議 ・平成26年度予算(保育士等処遇改善臨時特例事業 367億円 :+2.85%相当)
保育認定の2区分に応じた対応	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善(延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配など) ※まずは非常勤保育士 1人(3時間分)	337億円程度～ (337億円程度)	
	<input checked="" type="radio"/> 保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の98.3%程度(▲1.7%)と仮置きした場合の所要額	26億円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・加配する非常勤保育士1人(3時間分)のコストの違いを反映
小規模保育の体制強化	<input checked="" type="radio"/> 小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置	134億円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・附帯決議 ・基準 ・平成26年度予算(小規模保育の先行実施 226億円 *認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。)
	<input checked="" type="radio"/> 地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定	8億円程度	
	<input checked="" type="radio"/> 地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置	23億円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・附帯決議
地域の子育て支援・療育支援	<input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園・保育所・認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 ※認定こども園:全ての施設で専任化(以下同じ) ※幼稚園・保育所は専任化をまずは加算で実施(以下同じ) → 全ての施設で専任化(以下同じ)	307億円程度 (43億円程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置) ※活動費を見直し	59億円程度 (18億円程度)	

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
地域の子育て支援・療育支援 (続き)	障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)を幼稚園・保育所・認定こども園に配置(障害の程度に応じて加配) ※補助者的人件費を見直し	231億円程度 (89億円程度)	・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
小学校との接続の改善	公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(人件費(非常勤講師等1名(週3日))を含む場合) ※まずは事務経費のみ →人件費を含む	86億円程度 (14億円程度)	
減価償却費、賃借料等への対応	施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乗せ	58億円程度	・施設整備補助金見合い
事務負担への対応	直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園に保育料の徴収等を行う事務職員(非常勤)を追加で配置(開所日数分(幼稚園:週5日、認定こども園:週6日)) ※幼稚園・認定こども園:まずは週2日 →幼稚園:週5日、認定こども園:週6日	194億円程度 (45億円程度)	
施設長、栄養士、その他の職員の配置	保育所について、施設長の配置を義務化	135億円程度	
	栄養士を配置又は活用して給食を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置 〔栄養士(非常勤)に係る費用〕 ※まずは嘱託費用 →栄養士(非常勤)に係る費用	73億円程度 (22億円程度)	
	半数の保育所に保育支援者(保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者)を配置	154億円程度	・平成26年度予算 (保育所に保育支援者を配置 72億円)

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
第三者評価等の推進	<p><input checked="" type="checkbox"/> 第三者評価等の受審費用の支援(3年(※)に1度の受審)</p> <p>※児童養護施設等(3年に1度の受審を義務付けている)と同様</p> <p>※まずは5年に1度(半額補助) →3年に1度(全額補助)</p>	42億円程度 (12億円程度)	
低所得者世帯の負担軽減拡充	低所得者世帯の保育料の負担軽減を拡充	※所要額や対象者の範囲等については、今後検討	
保育単価の引上げに伴う利用者負担の増加による影響額等	<p><input checked="" type="checkbox"/> 質の向上で保育単価が引き上げられることに伴い、保育単価限度で保育料を徴収されている階層からの徴収額が増加することによる影響額等</p> <p>※質の向上により引き上がる保育単価の減</p>	▲226億円程度 (▲197億円程度)	

3. 質の向上（地域子ども・子育て支援事業関係）

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
延長保育の充実	延長保育利用児童数が多い施設において非常勤保育士1名を加配	164億円程度	
放課後児童クラブ事業の充実	<p>「小一の壁」の解消 <input checked="" type="checkbox"/> (18時半を超えて開所するクラブに常勤職員1名を配置) ※まずは取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援 →常勤1名を配置するための追加費用</p> <p>○ 5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置</p> <p>○ 大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助</p> <p>○ 19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置</p> <p>○ 常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)</p>	406億円程度 (270億円程度)	・平成26年度予算 (18時半を超えて開所するクラブに非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用を支援 154億円)
一時預かり事業の充実	<p>保育所以外の施設について、事務経費を措置</p> <p>○ 幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)</p>	12億円程度 37億円程度	
病児保育の充実	<p>○ 基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型) ※利用の少ない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施</p> <p>○ 看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) ※現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助</p>	117億円程度 56億円程度	

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
ファミリー・サポート・センター事業の充実	提供会員確保のための他事業等との連携強化、コーディネート機能の充実を図るためのアドバイザーの活動日数の増加(月4日×12月)	4億円程度	
利用者支援事業	<input checked="" type="checkbox"/> 教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(2中学校区に1箇所) ※まずは3中学校区に1箇所程度 →2中学校区に1箇所	342億円程度 (192億円程度)	·市町村事業(法定) ·平成26年度予算 (利用者支援事業 162億円)
実費徴収に伴う補足給付事業	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の全額の補助 ※まずは生活保護世帯に対する半額の補助 →市町村民税非課税世帯に対する全額の補助	103億円程度 (3億円程度)	·市町村事業(法定)
多様な主体の参入促進事業	認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置	5億円程度	·市町村事業(法定) ·平成26年度予算(新規施設への巡回支援等を行うための職員配置 13億円)
	認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ支援(私学助成対象外の施設)	5億円程度	
研修の充実	地域子ども・子育て支援事業に従事する者1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	19億円程度	

4. 質の向上（社会的養護関係）

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	○児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	□児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	□小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等の所数の増 33億円)
	□民間児童養護施設の職員給与等の改善（保育所と同様の+5%等） ※職員給与の改善 まずは+3%→ +5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

5. 合計

量的拡充 4,068億円程度(公費分)

質の向上 0.6兆円超程度

(0.7兆円の範囲で実施する事項 3,003億円程度)

合計 1兆円超程度

(0.7兆円の範囲で実施する事項 7,071億円程度)

(参考) 推計の諸前提

- 物価変動等の要素は勘案しない。
- 今後の児童人口の変動を反映。
(社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)出生中位推計)
- 平成29年度における所要額を積算
(平成29年度とする理由)
 - ・税制抜本改革法に沿って消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化
 - ・保育ニーズのピークは平成29年度末
- 希望する幼稚園が新制度への移行を円滑に行うことができるよう、平成29年度に90%が新制度に移行するものと仮置き。(新制度の給付や私学助成等の各年度の予算は、幼稚園の意向調査に基づき設定)

(別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(1)教育・保育 ①1号認定(認定こども園、幼稚園)	78億円
②2号認定・3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)	2,940億円
(2)地域子ども・子育て支援事業	
①延長保育事業	277億円(事業主拠出込み) 217億円(公費のみ)
②放課後児童クラブ	235億円(事業主拠出込み) 157億円(公費のみ)
③子育て短期支援事業	4億円
④乳児家庭全戸訪問事業	13億円
⑤養育支援訪問事業	12億円
⑥要保護児童等に対する支援に資する事業	18億円
⑦地域子育て支援拠点事業	127億円
⑧一時預かり事業 <一般型・余裕活用型・訪問型等>	217億円
<幼稚園型(在籍園児分のみ)>	124億円
⑨病児保育事業	25億円(事業主拠出込み) 16億円(公費のみ)
⑩ファミリー・サポート・センター事業	24億円
(3)社会的養護関係	121億円

※現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算したもの。

「子ども・子育て支援新制度」シンボルマークについて

メインコピーの「すくすくジャパン！」には、新制度において充実を図っていく支援によって、子どもたちにすくすく育ってほしい、ママやパパにも親としてすくすく育ってほしい、という思いが込められています。また、サブコピーとなる「みんなが、子育てしやすい国へ。」には、行政をはじめ社会全体で、誰もが安心して子育てができる「子どもの最善の利益」が実現される国にしていこう、というメッセージが込められています。

ビジュアルは、元気に演奏する個性あふれる子どもたち（乳児・幼児・小学生）の姿により、新制度への共感や、親しみを感じていただけるものとしました。メインコピーのロゴとイラストを描いてくださったのは、絵本作家として活躍されているのぶみさん。新制度の意義にご賛同いただき、ご協力いただきました。



「子ども・子育て支援新制度」に関する情報は内閣府のホームページへ

- <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html> 内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索
- 内閣府子ども・子育て本部では Facebook、Twitter でも情報発信しています！
Facebook: <https://www.facebook.com/sukusuku.japan>
twitter: https://twitter.com/sukusuku_japan
- ホームページでは、例えばこんな資料を掲載しています。
 - ・ 制度の概要
 - ・ 「子ども・子育て支援新制度」なるほどBOOK
 - ・ 子ども・子育て会議の資料・議事録・動画
 - ・ 事業者向けFAQ
 - ・ 自治体向け情報(説明会資料、自治体向けFAQなど)
 - ・ フォーラム、シンポジウムなどのイベント情報
 - ・ 地方版「子ども・子育て会議」の取組事例に関する報告書



など

